

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年11月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400143号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400028号

第1 結論

昭和57年1月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年1月から平成元年3月まで

請求期間について、昭和56年10月頃、母がA県B市役所において私の国民年金加入手続きを行い、毎月、自宅に来た郵便局又は銀行の集金人に国民年金保険料を支払ってくれていた。しかし、請求期間は国民年金保険料未納期間と記録されている。請求期間の国民年金保険料納付が確認できる私の領収証書等の保管はないが、父母の請求期間当時の社会保険料控除額が確認できる所得税の確定申告書が見つかったので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、母が昭和56年10月頃にB市役所において、私の国民年金加入手続きを行った旨主張している。

しかし、国民年金加入手続きを行った場合、被保険者に対し国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しが行われるところ、請求者の記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者(任意加入被保険者を含む)の記録及び社会保険オンラインシステムにより確認できる請求者の昭和57年1月1日の国民年金第1号被保険者資格の取得に係る処理年月日(昭和61年11月7日)の記録から判断すると、B市において、昭和61年8月頃に行われた国民年金の加入手続きにより払い出されたものと推認できる。

また、上記加入手続き時点において、請求者又は請求者の母は、国民年金法の時効の規定により、請求期間のうち一部期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者又は請求者の母が請求期間始期当時の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時において、請求者の記号番号とは別の記号番号が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、外国人登録原票において確認できる請求者の当該期間当時の住所地であったA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったものの、当該期間当時において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、母が自身の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたことを示す資料として、母の所得税の確定申告書(以下「申告書」という。)を提出しているものの、i) オンライン記録によると、母は、昭和54年9月26日から昭和60年2月21日までの期間について、厚生年金保険被保険者であるところ、請求者から提出された母の昭和55年分から昭和59年分までの申告書において確認できる各年分の社会保険料控除額は、当該期間に係る母の厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額から算出される社会保険料額及び雇用保険料額の合計額と概ね同額であり、当該控除額は、母の当該各年分における社会保険料額及び雇用保険料額であると推認できること、ii) 請求者から提出された母の昭和60年分及び昭和63年

分の申告書における社会保険料控除欄は、それぞれ空白であり、当該各年分の社会保険料控除額を確認できないこと、iii) 請求者から提出された母の昭和 61 年分の申告書において確認できる社会保険料控除額「50,000」円は、同年分の国民年金保険料の合算額とならないこと、iv) 請求者から母の昭和 62 年分の申告書の提出はなく、同年分の社会保険料控除額を確認できないこと、v) オンライン記録によると、母は、昭和 63 年 4 月から平成 7 年 6 月までの期間について、国民年金保険料納付済期間であるところ、請求者から提出された母の平成元年分の申告書において確認できる社会保険料控除額「95,100」円は、同年の国民年金保険料一人当たりの合計額であり、当該控除額は、母の国民年金保険料と推認できることなどの理由により、当該各申告書における社会保険料控除額において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を推認することはできない。

なお、請求者は、父の申告書も提出しているところ、当該申告書における社会保険の種類欄には「国保」及び「健保」の記載、又は空白であり、当該申告書において確認できる社会保険料控除額からは、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を推認することはできない。

また、請求期間は 87 月と長期間であり、国民年金保険料の全ての納付記録が欠落したとは考え難い上、B 市は、請求者の国民年金加入、国民年金被保険者資格及び保険料納付に係る資料（被保険者名簿、電算記録、加入届書の控え又は加入届書の受付処理簿等）を保管していない旨回答している。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400187号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400077号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年2月10日から同年10月12日に訂正し、同年2月から同年9月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成9年2月10日から同年10月12日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年2月10日から同年10月12日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年2月10日から同年10月12日まで

A社において、平成9年10月まで勤務したにもかかわらず、年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年2月10日となっている。

請求期間も引き続きA社に勤務し、給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年10月12日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の同僚の陳述・回答から判断すると、請求者は、平成9年10月11日まで継続して、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、いずれも請求期間とそれ以前の期間において、請求者の業務内容及び勤務形態に変更はなかった旨陳述している上、A社において給与計算事務を担当していたとする者は、同社では従業員を退職するまで厚生年金保険に加入させていたので、請求者についても退職まで厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成9年1月の標準報酬月額の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間当時の事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただけとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400222号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400078号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年6月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年6月から平成28年5月までの各月の標準報酬月額は44万円を47万円、同年6月から平成30年8月までの各月の標準報酬月額は44万円を50万円とする。

平成25年6月から平成30年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成25年6月から平成30年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年9月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から平成28年5月までの各月の標準報酬月額は47万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を50万円とする。

平成27年9月から平成28年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月1日から平成30年9月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除された厚生年金保険料の額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年6月から平成28年5月までの各月は47万円、同年6月から平成30年8月までの各月は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を届出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答している上、日本年金機構が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成27年9月1日から平成28年6月1日までの期間について、前述の賃金台帳等により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成27年9月から平成28年5月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により確認できる報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

ただし、平成27年9月から平成28年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。